



## 傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わりました ~平成28年4月1日改正~

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法が、平成28年4月から支給開始される日以前1年間の給与を基に計算された金額で支給されることになりました。

**傷病手当金**は、社会保険に加入している方が私傷病で会社を休んだ場合の所得補償で(休業4日目から支給)、**出産手当金**は、産前産後休業(産前6週間産後8週間)の所得補償です。

### 1日当たりの支給金額の計算方法

【平成28年3月31日まで】

$$\frac{\text{休んだ日の標準報酬月額}}{30 \text{日}} \times \frac{2}{3}$$

※転職した場合も直近の継続した12月間、社会保険に加入していれば平均の対象になります。  
(但し、協会けんぽから協会けんぽへの転職など保険者が同じ場合)

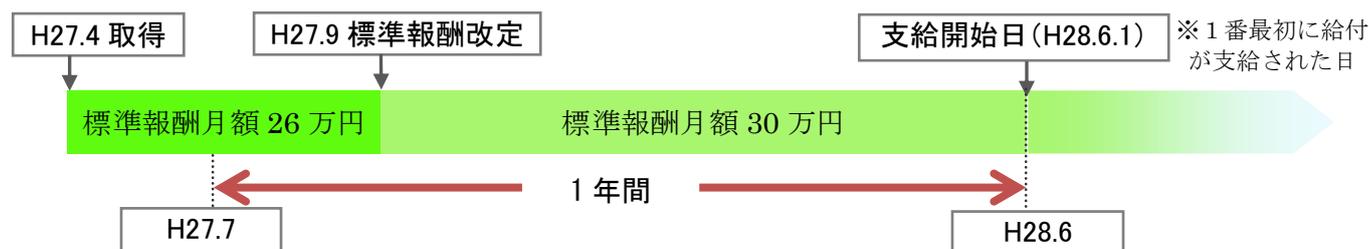
【平成28年4月1日から】

$$\frac{\text{支給開始日(最初に給付が支給された日)以前1年間の標準報酬月額の平均額 ※}}{30 \text{日}} \times \frac{2}{3}$$



例えば・・・

平成27年4月に標準報酬月額26万円で社会保険に加入し、平成27年9月から標準報酬月額が30万円に変更になった場合



今までは

$$30 \text{万円} \div 30 \text{日} = 10,000 \text{円 (1日あたりの賃金相当額)}$$

$$10,000 \times \frac{2}{3} = \underline{6,667 \text{円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

これからは

$$(26 \text{万円} \times 2 \text{ヶ月} + 30 \text{万円} \times 10 \text{ヶ月}) \div 12 \text{ヶ月} \div 30 \text{日} = 9,780 \text{円 (1の位を四捨五入)}$$

$$9,780 \text{円} \times \frac{2}{3} = \underline{6,520 \text{円}} \text{ となります}$$

※これまでに受給されていた方も平成28年4月1日から新しい計算方法で支給額が計算されます。

支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は次の①と②を比べて少ない方の額を使って計算します。

- ① 支給が開始される月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ② 28万円 (前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額)

## 傷病手当金と出産手当金の関係

今までは、出産手当金が支給される間、傷病手当金は支給されませんでした。これからは傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多い場合はその差額が支給されます。

《筆者：小池》

### お知らせ

◆**雇用保険料率の改定** 4月分より雇用保険料率が変更になります。

・一般の事業 5/1000 ⇒ **4/1000**

・農林水産・清酒製造・建設の事業 6/1000 ⇒ **5/1000**

◆**雇用保険料の免除** 年度の途中に65歳になる方(昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれの方)の雇用保険料は4月分より免除となります。

◆**健康保険標準報酬月額の上限引き上げ**

4月より上限が3等級追加になりました。5月支給の給料より変更になります。

(改定前) 47等級まで(標準報酬月額121万円)

(追加) 48等級(標準報酬月額127万円)・49等級(標準報酬月額133万円)・50等級(標準報酬月額139万円)

### 自然との共生



3月の初めに風邪を引き、山登りも中断していました。このままでは絨毯のように美しいカタクリを見損なうと思い4月3日の日曜日早々にリュック姿で出掛け、春の息吹を感じてきました。赤ヤシオ、カタクリが見事に咲き誇り至福の時間を満喫してきました。



### わたしのひとこと

春爛漫となり、桜のシーズンを迎えております。お花見は済まされましたか？

まさに4月、新入社員が真新しいスーツ姿で入社式を終え、実習に入りました。人事担当者の皆様方はその対応に追われている時期ですネ。私も数社からの依頼で新人研修を受け持たせていただいております。

毎年のことですが、新人に訴えていることは、

①学校と社会人の違い、職場とは、会社とは、働くとは…。

②最初の職場では少なくとも3年～5年は勤務すること、自分の職歴は自分で作ること…。  
(隣の芝生は青くないこと…。)

③人材、人財の違いをきちんと把握すること…。

④勤務するときの情意(心構え)を理解すること…。

⑤自分で出来ることは何かを考え、それを1年間やり通すこと。

(一番先に入社する、会社のトイレをピカピカにする、会社の玄関を磨くなど…。)

※社員は会社を選ぶことが出来る、しかし、会社も社員を選ぶことが出来る、等々。

ごく簡単なことをわかりやすく説明しています。しかし、実行することは難しいことでもあります。 鍋島 勝子

## 企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>

E-mail: [nabeshima@nabeshima-sr.or.jp](mailto:nabeshima@nabeshima-sr.or.jp)

